

別紙

諮問第925号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求者に係る〇年〇月〇日医療保護入院の入院届」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年8月2日付けで行った本件一部開示決定について、その一部の取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条2号、4号あるいは6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年9月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年4月21日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月27日（第222回第二部会）から同年6月17日（第223回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 医療保護入院について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）33条1項は、精神科病院の管理者は、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために法20条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものについて、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる旨定めている（以下法33条1項の規定による入院を「医療保護入院」と、同項の規定により入院した者を「医療保護入院者」という。）。

次に、法33条7項は、精神科病院の管理者は、同条1項の規定による措置を採ったときは、10日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない旨定めている。この届出については、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成12年3月30日付障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）により、様式13「医療保護入院者の入院届」（以下「入院届」という。）によるものと定められている。

さらに、法38条の3第1項は、都道府県知事は、入院届の提出があつたときは、当該入院届に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない旨定め、同条2項は、精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない旨定めている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人を医療保護入院者とする平成〇年〇月〇日付けの入院届（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち「病名」、「生活歴及び現病歴」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「医療保護入院の必要性」の各欄（以下「本件非開示情報1」という。）を条例16条6号に、「入院を必要と認めた精神保健指定医（以下「指定医」という。）氏名」（以下「本件非開示情報2」という。）を同条2号及び6号に、「病院管理者印影」を同条4号に、「審査会意見」欄を同条6号にそれぞれ該当するとして、当該各部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 審査会の審議事項について

審査請求人は審査請求書において、「病院管理者印影」及び「審査会意見」については争わない旨を記載していることから、審査会は、非開示情報のうち本件非開示情報1及び本件非開示情報2の非開示妥当性を判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1のうち「病名」欄には、指定医が判断した病名が記載されており、「生活歴及び現病歴」欄には、指定医が診察時に本人及び診察に立ち会った者から聴取したこれまでの生活歴及び病歴の内容等のほか、医療保護入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されている。また、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が自傷又は他害行為のおそれの有無の認定を行うに当たり、当該欄に列挙された症状又は状態像に該当する状態であるか、今後重大な問題行動のおそれがあるかなどを確認した事項が選択式及び記述式により記載されており、「医療保護入院の必要性」欄には、指定医が専門的見地から医療保護入院の要否を判断した内容が記載されている。

実施機関によれば、入院届は、医療保護入院の要否に係る審査の基礎となるべき資料として、指定医による診断内容等につき正確かつ詳細な記載が求められているところ、医療保護入院は、本人の同意が得られない場合に、家族等の同意を得て行う非自発的な入院であることから、本件非開示情報1が開示されることとなると、本人が指定医に対して必要以上の接触や抗議を行うといった

トラブルの発生が想定されるほか、本人と指定医との信頼関係が損なわれるなど、指定医が適切な診断、治療を行う上で支障が生ずるおそれがある、とのことである。

審査会において検討したところ、本件非開示情報1は、いずれも指定医が医学的見地から判断した内容等に係る情報であって、本人に開示されないことを前提に記載されたものであると認められ、医療保護入院が非自発的な入院措置であることを踏まえると、その記載内容は、本人の認識とは一致しない場合が少なくないものと推定される。そうすると、仮に本人の意に沿わない診断内容等が記載されている場合には、本件非開示情報1を開示することにより、実施機関が主張するようなトラブルが発生する可能性があり、これを回避するために、指定医が本人の感情や反応を考慮してその所見等を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、入院届の記載が形骸化するおそれがあり、医療保護入院に係る今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、医療保護入院先の病院からカルテの開示を受けており、本件非開示情報1を非開示にする理由がないと主張しているが、一般的に、医師の十分な説明を受けた上で、患者自身が最終的な診療方針を選択するという自己決定権等を保障するインフォームドコンセントの考え方から開示されるカルテの医療情報は、非自発的な入院措置である医療保護入院時に作成される入院届における本件非開示情報1と、情報の性質が異なるものであり、上記審査会の判断を左右するものではない。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、指定医の氏名が記載されている。

審査会が検討したところ、前記(ア)のとおり、医療保護入院は非自発的な入院措置であり、かかる措置を受けるに至った事実及び経過は一般に本人の意に反している場合が少なくないものといえる。そうすると、本件非開示情報2を

開示することにより、当該措置を受けた本人が、入院届の記載内容の真偽や詳細等確かめるために指定医に対して必要以上の接触を試み、又は抗議を行うなどのトラブルが発生することが想定される。

また、指定医がこれを回避するため、本人の感情や反応を考慮してその所見等を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、入院届の記載が形骸化するおそれがあり、医療保護入院に係る今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子